

令和4年度 第12回山北町農業委員会総会 会議録			
召 集 年 月 日	令和5年3月27日(月)		
召 集 場 所	山北町役場防災対策室		
開・閉会日時	開会	令和5年3月27日 午前9時30分	
	閉会	令和5年3月27日 午前12時10分	
応(不応) 招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 9名 欠席 2名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏 名	出欠等の別
	1番	杉山 照枝	○
	2番	二宮 慶晃	△
	3番	磯崎 加代子	○
	4番	細谷 晋之	○
	5番	三尋木 重夫	○
	6番	高杉 光男	○
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○
	推進委員 岸地区	田渕 康男	○
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	○
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	△
会議録署名委員	1番	杉山照枝	3番
会議録署名委員	4番	磯崎加代子	
出席した事務局	事務局長	事務局員	瀬戸
会議に付した案件	別紙のとおり		
会議経過	別紙のとおり		

山北町農業委員会第12回総会会議録

令和5年3月27日

1 開会

2 議事録署名人

3 報告

事務局 : 本日は、忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中5名が参加しているため、開催の要件を満たしています。それではよろしくお願ひします。

1ページをご覧ください。議案第17号基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。こちらは、継続案件となっています。

対象地は、[REDACTED] の [REDACTED] m²です。利用権を設定する者は[REDACTED]、利用権の設定を受ける者は[REDACTED]です。

賃貸借権を1年間設定します。利用目的は水稻で、稻刈り体験を行います。

2ページから6ページが計画書です。

6ページをご覧ください。農業従事日数150日と要件を満たしています。

7、8ページが位置図です。[REDACTED] にあります。

9ページが写真方向図です。太い線で囲われているところが当該箇所です。

10、11ページが山崎推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のように、きれいに管理がされていることを確認し、利用状況に問題がないことを確認しました。以上です。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手をお願いします。

全員 : (全員挙手)

議長 : 全員挙手、よって議案第17号は承認されました。続きまして議案18号の説明を願います。

事務局

: 12ページをご覧ください。議案第18号基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。こちらも、継続案件となっています。

対象地は、[REDACTED] の [REDACTED] m²です。利用権を設定する者は[REDACTED]氏、利用権の設定を受ける者は[REDACTED]です。賃貸借権を3年間設定します。利用目的は野菜で、[REDACTED] がニンニクや等を栽培すると聞いています。

13ページから17ページが計画書です。農業従事日数も160日と要件を満たしています。また構成員も25人と多いので、面積が広くても問題がないと思われます。

18、19ページが位置図です。[REDACTED] に対象地があります。

20ページが写真方向図です。太い線で囲われているところが当該箇所です。

21ページから23ページが瀬戸推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のように、にんにくが植えられており、その他の場所も耕されていることを確認しました。以上です。

議長

: 現地を確認した瀬戸推進委員から何か意見はありますか。

瀬戸推進委員

: 事務局の説明したとおりです。

- 議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は举手をお願いします。
- 全員 : (全員挙手)
- 議長 : 全員挙手、よって議案第 18 号は承認されました。続きまして議案 19 号の説明を願います。
- 事務局 : 24 ページをご覧ください。議案第 19 号基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。こちらは、新規の案件となっています。
- 対象地は、[REDACTED] の [REDACTED] m²です。利用権を設定する者は [REDACTED] [REDACTED] 、利用権の設定を受ける者は [REDACTED] です。[REDACTED] が農地の管理が難しくなつてきたため貸し出したいという意向があり、また [REDACTED] に農地を借りていたが通作距離が遠いため近くで探していく利害が一致しました。
- 賃貸借権を 1 年間設定します。利用目的は野菜です。
- 25 ページから 29 ページが計画書です。
- 29 ページをご覧ください。農業従事日数も 200 日と要件を満たしています。植松氏は、やまときた野菜くらぶの一員として農業をしており技術的にも問題がないことと思われます。
- 30、31 ページが位置図です。[REDACTED] に対象地があります。
- 32 ページが写真方向図です。太い線で囲われているところが当該箇所です。
- 33 ページから 35 ページが田渕推進委員に確認していただいた時の写真です。日当たりがよく平坦地のため耕作するうえで条件のいい場所だと思います。現状は 2 年ほど耕作がされていなかった場所なので、耕起する必要がありますが大型の機械も入りやすい場所のため問題がないことと思われます。以上です。
- 議長 : 現地を確認した田渕推進委員から何か意見はありますか。
- 田渕推進委員 : 事務局の説明したとおりで問題がないと思います。
- 議長 : 何か質問はありますか。
- 三尋木委員 : ここは納税猶予の対象地だが貸しても大丈夫なのか。
- 事務局 : こちらは、新制度の納税猶予の対象地のため、利用権設定をして貸し出せば特定貸付制度を利用できるので納税猶予が継続できるので問題はありません。
- 議長 : 他に何か意見はありますか。特になれば承認の方は举手をお願いします。
- 全員 : (全員挙手)
- 議長 : 全員挙手、よって議案第 19 号は承認されました。続きまして議案 20 号の説明を願います。
- 事務局 : 36 ページをご覧ください。議案第 20 号基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。こちらは、継続案件となっています。
- 対象地は、[REDACTED] の [REDACTED] m²です。利用権を設定する者は [REDACTED] [REDACTED] 、利用権の設定を受ける者は [REDACTED] です。
- 賃貸借権を 3 年間設定します。利用目的は茶です。
- 37 ページから 41 ページが計画書です。41 ページをご覧ください。農業従事日数 300 日と要件を満たしています。
- 42、43 ページが位置図です。地図上で [REDACTED] に対象地があります。

- 44 ページが写真方向図です。太い線で囲われているところが当該箇所です。
- 45、46 ページが山崎推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のように、茶が植えられており、適正な管理がされていることを確認しました。以上です。
- 議長 : 確認ですが、[REDACTED]は、ダム下の茶園を管理しており、そこから手を引くとうわさがあったがどうなのか。
- 事務局 : [REDACTED]は5箇所借りていたが、今回、ダム下の茶園を含め3箇所から手を引きます。
- 議長 : 人手が足りないからか。
- 事務局 : 人手が足りないというよりは、お茶価格の下落や肥料高騰が影響していると聞いています。町としても8反の茶畠がなくなるのはお茶の振興の観点からみても良くないことなので、農協や茶業センター等に声を掛けたが断られてしまった。こちらは、企業庁に返却することになり、一度返すと二度と許可は出ることはないとのことです。本来なら農地として利用してほしかったというのが町の希望です。
- 議長 : 他に何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手をお願いします。
- 全員 : (全員挙手)
- 議長 : 全員挙手、よって議案第20号は承認されました。続きまして議案第21号の説明を願います。
- 事務局 : 47ページをご覧ください。議案第21号基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。こちらは、継続案件となっています。
- 対象地は、[REDACTED]の [REDACTED] m²です。利用権を設定する者は[REDACTED]、利用権の設定を受ける者は[REDACTED]でです。賃貸借権を3年間設定します。利用目的は茶です。
- 48ページから52ページが計画書です。
- 53、54ページが位置図です。[REDACTED]に対象地があります。
- 55ページが写真方向図です。太い線で囲われているところが当該箇所です。
- 56ページから57ページが山崎推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のように、茶が植えられており、適正な管理がされていることを確認しました。以上です。
- 議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手をお願いします。
- 全員 : (全員挙手)
- 議長 : 全員挙手、よって議案第21号は承認されました。続きまして非農地証明について説明を願います。

4 報告

- 事務局 : 58ページをご覧ください。非農地証明について説明します。申請者は、[REDACTED]です。申請地は[REDACTED]の [REDACTED] m²です。
- 59、60ページをご覧ください。位置図です。地図上では[REDACTED]にあります。
- 61ページが全部事項証明書です。62ページが公図です。
- 63、64ページが山崎推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のとお

り、住宅敷地の一部となっていることを確認しました。また課税は平成 19 年以前から宅地として課税されていることを確認しました。地面が転圧されており農地への復旧は困難であることを理由に証明書を発行しました。非農地証明の発行にあたり、神奈川県農業会議や近隣の市町に確認したところ、住宅敷地の一部になっている場合、非農地証明の発行をしているとのことでした。

- 議長 : 何か意見はありますか。
- 杉本推進委員 : 4月 1 日から下限面積が撤廃されるので、その話もした方がいいのではないか。
- 事務局 : 下限面積撤廃の話はしていましたが、農業に従事するかわからないので従事日数 150 日を満たせるかわからないこと、農機具の所有状況や営農計画がわからないので、不動産会社と話し合い、所有者としては全て宅地として売り出したいとのことでした。所有者は他に農地を 3,500 m²ほど所有しており、農地付き住宅販売するためにまずは宅地部分を処理したいとのことでした。
- 議長 : その他意見がないようでしたら、令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について説明願います。

5 その他

- 事務局 : 資料のとおり説明。
- 議長 : 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について説明願います。
- 事務局 : 資料のとおり説明。
- 議長 : 最適化指針について説明願います。
- 事務局 : 現在、山北町では平成 30 年に定められた最適化指針を公表してきましたが、今回国から改正基盤法に合わせて、地域計画（10 年後に目指すべき農地の状況示すもの）について付け加える必要がありました。また遊休農地の解消目標や担い手への集積目標や具体的な促進方法について、新規参入の目標の数値が見直されていなかつたため、修正を行うものです。以下、資料のとおり説明。
- 議長 : 県農地等利用最適化の推進について説明願います。
- 事務局 : 81 ページをご覧ください。県農地等利用最適化の推進に関する意見について説明します。山北町では、前年度あげた意見 5 つを継続意見としてあげ、ヤマビルの被害防止についての支援策を新規意見としてあげたいと考えています。先月瀬戸推進委員からいただいた農業者年金の加入要件を兼業農家でも認めてほしいという意見については、農業者年金の会議の場で意見を伝えたほうがいいとのことでしたので参加した際にあげていきます。以上です。
- 議長 : 下限面積の撤廃について説明願います。
- 事務局 : 現在山北町では、農地法 3 条申請があった際に、面積要件として 15 アールの下限面積が定められています。令和 5 年 4 月 1 日から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されるので、農地法 3 条の下限面積が適用されなくなります。そのため今回、公示を廃止する手続きが必要となります。
- 議長 : 特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は 4 月 25 日 9 時 30 分からということでおろしいでしょうか。
- 全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、4月25日9時30分からということでよろしくお願ひします。

6 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(12:10)